

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
イの規定による認定申請書（①-イ）

令和 年 月 日

江東区長殿

申請者

住所 東京都江東区東陽4-11-28氏名 株式会社 江東商事 江東 一郎

私は諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者（注1）が、令和 年 月 日から
ALPS処理水放出に伴う水産物の輸入制限（注2）を行っていることにより、下記のとおり同事業者との
直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企
業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 上記事業者（注1）に対する取引依存度 33.3 %（A / B）A 年 月 日から 年 月 日までの 上記事業者（注1）
に対する取引額等12,000,000円

B 上記期間中の全取引額等

36,000,000円

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 40.0 %（実績）

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

1,800,000円

D：Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

3,000,000円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 40.0 %（実績見込み）

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E：Cの期間後2か月間の見込み売上高等

3,600,000円

F：Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

6,000,000円令和 年 月 日
第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者名 江東区 地域振興部 経済課長 上原 新次

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1) には、経済産業大臣が指定する事業者名を記入する。(注2) には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「生産活動の制限」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定
関連保証の申込みを行うことが必要です。